

資料9

次期中期目標案について（第4回）

令和元年12月25日
原子力規制庁

1. 経緯

令和元年11月13日の第42回原子力規制委員会において、原子力規制委員会の次期中期目標の骨子案について議論がなされた。また、令和元年11月22日の第2回政策評価懇談会において、事務局から原子力規制委員会の次期中期目標の骨子案について報告し、外部有識者からご意見をいただいた。

2. 第2回政策評価懇談会における主なご指摘について

第2回政策評価懇談会における外部有識者からの主なご指摘については別添のとおり。

3. 今後の予定

1月～ 次期中期目標案を議論

(令和2年1月14日～21日 IRRSフォローアップミッション)

令和2年2月頃 原子力規制委員会にて次期中期目標を決定

〈資料一覧〉

別添 第2回政策評価懇談会（令和元年11月22日開催）における主なご意見

参考資料 第2回政策評価懇談会資料（抜粋）

以上

政策評価懇談会（令和元年11月22日開催）における主なご指摘

【全体にわたるご指摘】

- 個が育ち、組織が育つ。そして職員がそのように思えることが大切。
- 「誰が」「何を」「どこまで」やろうとしているのかが明示される形が望ましい。
- 第1期中期目標の達成に関する総括、現状認識、今後の課題等について、前文等に盛り込んではどうか。
- 個別の目標の中では書きにくいとしても、達成の度合いに関わるような具体的な内容など、各年度の重点計画などで詳細に記載すればよいのではないか。
- 信頼性の確保に関し、情報公開は大切であるが、情報の洪水の中に埋めてしまふのではなく、後で活動を検証すること等を想定して情報を整理し発信していくことが大切。また、規制委員会の判断根拠等をきちんと説明する努力を続けることも必要。

【個別事項についてのご指摘】

- 1.（7）（職員の人材育成と人員の持続可能な確保）について、現状を見据えて、どの専門性をどれほど強化する必要があるかということの具体的なイメージがほしい。
- 1.（8）（規制業務を支える府内の研究人材育成）は大事な点であり、どういう分野でどういう規模で行うか示せるとよい。
- 5.（4）（危機管理体制の整備・運用）はその重要性に鑑みてもっと他組織との連携など詳細が描き込まれていてもよい（第1期と比較）。

【編集上の工夫についてのご指摘】

- 「バックフィット」、「グレーデッドアプローチ」などの解説を注や別紙などで記載し、原子力分野に詳しくない一般の人が読んでも理解できるような工夫をして欲しい。

以上

令和元年11月22日 第2回政策評価懇談会資料（抜粋）

第2期中期目標の骨子案（主要な項目）

1. 独立性、透明性及び適正性の確保と継続的な改善を進めるための安全文化の向上・維持

- (1) 独立性の確保と透明で開かれた組織の実現
- (2) 規制機関としての安全文化及び核セキュリティ文化の確立
- (3) 国際コミュニティにおける活動
- (4) マネジメントシステムの改善
- (5) 厳格な公文書管理並びに組織体制の継続的改善及び先進的なバックオフィス体制の構築
- (6) 法的支援・訴訟事務等への対応
- (7) 職員の人材育成と人員の持続可能な確保
- (8) 規制業務を支える庁内の研究人材育成

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施及び継続的な改善とこれを支える技術基盤の強化

- (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施
- (2) 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善
- (3) 安全研究による新知見獲得とその規制への反映
- (4) 改正原子炉等規制法の着実な施行
- (5) 規制活動の継続的な改善
- (6) 廃棄物の処理・処分の進展に対応した規制

3. 核セキュリティ対策の強化と保障措置の着実な実施

- (1) 核セキュリティ対策の強化
- (2) 保障措置の着実な実施
- (3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

- (1) 廃炉に向けた取組の監視
- (2) 事故の分析
- (3) 放射線モニタリングの実施

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施とこれらの継続的な改善

- (1) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施
- (2) 放射線防護対策の推進
- (3) 放射線モニタリングの実施
- (4) 危機管理体制の整備・運用
- (5) 原子力災害対策指針の継続的改善

第2期中期目標の骨子案

8 前文
9
10

11 中期目標期間
12

13 2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。
14
15

16 組織目標
17

18 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること
19
20

21 施策目標
22

23 1. 独立性、透明性及び適正性の確保と継続的な改善を進めるための安全文化の向上・維持
24
25

26 (基本的考え方)
27

- 28 ● 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外
29 国及び国際機関との連携・協力等を図る。人材の確保・育成、常に問い合わせ続ける
30 組織文化の育成・維持を図る。

31 (戦略)
32

33 (1) 独立性の確保と透明で開かれた組織の実現
34

- 35 ● 独立した立場で科学的・技術的な見地から意志決定を行う。規制に関わる情報の開
36 示を徹底する。多様な意見に耳を傾ける。
37 ● 事業者や立地自治体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善す
38 る。

39 (2) 規制機関としての安全文化及び核セキュリティ文化の確立
40

- 41 ● 事故の体験や教訓を確実に次世代の職員に継承し、前例主義に陥らず、常に問い合わせ
42 続ける組織文化を育成・維持する。
43 ● 安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を継続するとともに、そ
44 の水準を自己評価する。

45 (3) 国際コミュニティにおける活動
46

- 47 ● 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、原子力安全の向上に貢献
48 する。

1 (4) マネジメントシステムの改善

- 2 • I R R S の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく、実質的な業務の改善につなが
3 るようマネジメントシステムを見直し、組織全体に定着させる。
- 4 • 業務の質の向上につながるよう、組織全体でマネジメント関連文書の整備を進め、
5 適切な文書作成に関するマネジメントを徹底する。

6

7 (5) 厳格な公文書管理並びに組織体制の継続的改善及び先進的なバックオフィス体制の
8 構築

- 9 • 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性とともに
10 実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- 11 • 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテ
12 ンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持続可能で
13 あるよう、組織体制及び人員態勢等の資源配分を不断に見直す。
- 14 • バックオフィス機能の充実を図る。

15

16 (6) 法的支援・訴訟事務等への対応

- 17 • 規制業務その他の所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的か
18 つ円滑に行われるよう、法的な判断やその具体化のための事項を適切に行う。
- 19 • 訟務対応について、関係機関と連携しつつ、適切に対応する。
- 20 • 法令関係事務に必要な能力を有する職員が継続的に確保されるよう、人員の確保や
21 研修の充実、専門的知識の体系的な収集整理などを着実に行う。

22

23 (7) 職員の人材育成と人員の持続可能な確保

- 24 • 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い
25 倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保する
26 ため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 27 • 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。
- 28 • O J T に加え、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成
29 に当たっては、行政的能力、技術的能力などの能力のバランスに配慮する。
- 30 • 職員に適切なキャリアパスを提供することにより、その能力を発揮させ、組織のパ
31 フォーマンスを最大化する。
- 32 • 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実
33 施できる部署・職員を明確にしつつ、職員相互の会話を円滑化する仕組みを整備・
34 運用する。

35

36 (8) 規制業務を支える庁内の研究人材育成

- 37 • 研究職員の人材育成及び研究環境整備のため、外部の研究組織との人事交流や共同
38 研究等を推進する。

1 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施及び継続的な改善とこれを支える技術基盤の強化

3 (基本的考え方)

- 4 ● 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施
5 するとともに、継続的に改善する。
- 6 ● 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外
7 の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。

9 (戦略)

10 (1) **原子炉等規制法に係る規制の実施**

- 11 • 法定の審査及び検査を厳正に実施する。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は
12 3. を参照)
- 13 • 事業者による安全性向上評価を適切に確認し、事業者の自主的取組を促進させる。
- 14 • 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を適切に行
15 う。
- 16 • 使用済燃料について、より安全性の高い乾式貯蔵を促す。

18 (2) **最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善**

- 19 • 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
- 20 • 新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、
21 具体化や明確化を図る。

23 (3) **安全研究による新知見獲得とその規制への反映**

- 24 • 規制課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。ま
25 た、国際共同研究を積極的に活用する。

27 (4) **改正原子炉等規制法の着実な施行**

- 28 • 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及び効
29 率を向上させる。
- 30 • 事業者における品質管理体制等の強化を狙った各種許認可制度について、円滑に立
31 ち上げるとともに、厳正かつ適切に運用する。

33 (5) **規制活動の継続的な改善**

- 34 • 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
- 35 • バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が
36 運用できるよう、改善点の抽出や制度の体系化等に留意して運用する。
- 37 • リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重
38 要度に応じて規制要件などを見直す。

1 (6) 廃棄物の処理・処分の進展に対応した規制

- 2 • 事業者において様々な放射能レベル・様々な核種の廃棄物の処理・処分を円滑に進
3 めることができるよう、規制面の対応を進める。ウラン廃棄物の処分については、
4 天然起源核種であることも考慮して基準等を整備する。

7 3. 核セキュリティ対策の強化と保障措置の着実な実施

9 (基本的考え方)

- 10 • 核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施
11 のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。

13 (戦略)

14 (1) **核セキュリティ対策の強化**

- 15 • 核物質防護に係る審査、検査、基準整備等を厳正かつ適切に実施する。
16 • 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図る。

18 (2) **保障措置の着実な実施**

- 19 • 日・IAEA保障措置協定等を誠実に履行するとともに我が国の取組を発信すること
20 により、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献す
21 る。

23 (3) **原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化**

- 24 • 安全対策、セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが他方に干渉する場合がある
25 ことから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。

28 4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

30 (基本的考え方)

- 31 • 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。

33 (戦略)

34 (1) **廃炉に向けた取組の監視**

- 35 • 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東
36 京電力を指導して中期的計画的にリスク低減を促進する。

38 (2) **事故の分析**

- 39 • 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外に
40 も積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。

- 1 • 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を
2 図る。

4 (3) 放射線モニタリングの実施

- 5 • 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海
6 域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

9 5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施とこれらの継続的な改善

11 (基本的考え方)

- 12 ● 原子力利用の安全の確保に向け、放射線同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適
13 切に実施するとともに、規制制度を継続的に改善する。
- 14 ● 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するととも
15 に、放射線モニタリング体制を整備・維持する。
- 16 ● 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針を含め
17 た放射線防護や緊急時対応のための制度を継続的に改善する。

19 (戦略)

20 (1) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施

- 21 • 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。また、施設の特徴を踏まえたグレ
22 ーデッドアプローチの積極的な適用により、規制要件などについて安全上の重要度
23 に応じて見直す。(放射性同位元素等規制法に関するセキュリティに係る目標は3.
24 を参照)

26 (2) 放射線防護対策の推進

- 27 • I C R P 等の最新の知見を収集し、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、法令への
28 取り入れを進める。
- 29 • 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り
30 方について検討する。

32 (3) 放射線モニタリングの実施

- 33 • 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定
34 結果に関する情報提供を行う。
- 35 • 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の
36 強化を図る。

38 (4) 危機管理体制の整備・運用

- 39 • 原子力規制委員会の危機管理体制を整備・運用する。様々なシナリオによる防災訓
40 練を企画・立案・実施すること等により、緊急時対応能力の維持・向上に努める。

- 1 • 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者訓練について、事業者に対し多様な事故
2 シナリオへの対応訓練を実施させること等により、緊急時対応能力の維持・向上を
3 促す。
- 4 • 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。
- 5

6 (5) 原子力災害対策指針の継続的改善

- 7 • 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新
8 の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原
9 子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。